

護郷会規約

第一章 法令順守および倫理に関する規約

第一条 会の成員は、一般に公布される法律及び条例に違反する行為、またはその恐れのある行為を行ってはならない。

第二条 前条に違反した場合は、直ちに上官に報告し、法執行機関に自首しなければならない。

第三条 法律・条例への違反事案を隠ぺいしてはならない。

第四条 会の成員による規約違反を共謀、助長、または隠蔽してはならない。

第五条 会の成員は、日本的倫理観及び社会的規範を尊重し、公序良俗に沿った生活態度を保つものとする。

第二章 会費および財務に関する規約

第六条 会の成員は、定められた額の会費を毎月または年初に、滞りなく財務部に納めなければならない。

第七条 課長以上またはそれに準ずる職にある者は一級会費を、一般成員は二級会費を納める義務を有する。
支援者は三級会費を任意で納めることができる。

第八条 会費、またはその他の費用の支払いが困難である場合、またはその見込みがある場合は、速やかに上官にその旨を報告しなければならない。

第三章 秩序および行動規範に関する規約

第九条 上官から指示を受けた場合は、誠実に遂行し、これを遵守すること。
ただし、その指示が本規約の第一章に定める法令遵守及び倫理に反しない範囲において、これに従うものとする。

第十条 会の活動に関する写真・動画・SNS投稿、個人情報その他の情報を、在籍中および退会後を問わず、無断で外部に漏洩または公開してはならない。

第十一条 会の成員はいかなる対象に対しても暴力的または不当な行為を行ってはならない。

第十二条 暴力団、不良集団、またはその他違法な第三者との一切の交際および取引を禁止する。

第十三条 第三者から貸与された施設や備品等を損壊した場合は、相当額の賠償責任を負うものとする。

第四章 組織及び手続きに関する規約

第十四条 新規入会希望者は、定められた手続きに従い申請を行うものとする。

第十五条 会への提案、退会願、入会者の承認届、その他の陳情等は直属の上官に届け出る事。部長以上の者は、これを速やかに指導会議に届け出るものとする。

第十六条 会の会員は、自らの意志により職を辞することができ、その権利を妨げてはならない。

第五章 非常時及び会議体制に関する規約

第十七条 非常時においては、指導会議が会の全会員を緊急招集することが出来る。

第十八条 全ての会員は、緊急招集に応じ、所定の行動に移らなければならない。

第十九条 指導会議は会の最高会議体であり、会長および二名の副長によって構成される。内務監査長は、監査および会議への参加権を有する。

第二十条 内務監査は会全体の構造から独立し、会の秩序および会員の規範遵守を監査し、必要に応じて改善を勧告する部門である。

第二十一条 会長は、会の最高意思決定権を有するものとする。

第六章 理念および処分に関する規約

第二十二条 全ての会員は、会長に誠意をもって従い、会の理念に基づき社会への貢献に務めるものとする。

第二十三条 全ての会員は、会の綱領および方針に賛同し、仲間とともにその運動を推進すること。

第二十四条 会の会員が本規約に違反した場合は、処分を受けるものとする。

第二十五条 指導会議は協議の上、規約違反者に対する処分内容を決定する。

〈付則〉

第一項 本規約における「上官」とは、直属の課長または部長を差す。

第二項 本規約は指導会議と内務監査長の承認をもって改訂することが出来る。

組織構造、処分や退会に関する具体的な手続き、会費の扱い等については別章にて明示。